

平成 27 年 6 月 18 日

団体各位

東京労働局労働基準部

労 働 時 間 課 長

(契印省略)

## 「働き方改革」及び年次有給休暇取得促進に

### 関する広報依頼について

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっています。

東京労働局においては、「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところで、各団体の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、御礼申し上げます。

東京労働局は、平成 27 年 5 月 19 日に、東京都、労使団体とともに、働き方改革に関し、将来にわたってゆとりを実感し、様々なライフイベントに対応でき、地域活動への積極的な参加なども容易となるなど、東京において仕事と生活の調和を実現するため、気運の醸成を図っていくことを宣言しました。

こうした中、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動「ゆう活」の方針が示され、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

また、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下で取りまとめられた「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日）において、ライフスタイル・ワークスタイル変革のための第一歩として、「プラスワン休暇キャンペーン」の実施について提言がなされ、東京労働局では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施しているところです。

貴団体におかれましても、これらの趣旨をご理解のうえ、同封のリーフレットを掲示、広報紙への掲載等にご活用いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ① 「『働き方改革』のすすめ」                    | 1 部 |
| ② 「夏の生活スタイル変革『ゆう活』」                | 1 部 |
| ③ 「仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう。」 | 3 部 |

日 81 年 月 日

①、②については、東京労働局ホームページからダウンロードできます。

③については、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

お 問 合 せ 先

<お問合せ先>

東京労働局労働基準部労働時間課

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1

九段第三合同庁舎13階

電話 03(3512)1613

FAX 03(3512)1557

担当 江原